

2012. 7

Law Office YODOYABASHI

No.18



天神祭

〒541-0041 大阪府中央区北浜4丁目1番21号 住友生命淀屋橋ビル6階

弁護士法人 淀屋橋法律事務所

TEL 06-6203-7104(代) FAX 06-6229-0936

URL <http://www.yodo-law.com> E-Mail yodo-lawoffice@mvd.biglobe.ne.jp

弁護士	山本寅之助	弁護士	芝康司	弁護士	藤井勲
弁護士	山本彼一郎	弁護士	太田真美	弁護士	阿部清司
弁護士	出口みどり	弁護士	奥田直之	弁護士	安田正俊
弁護士	井上敏志	弁護士	今井佐和子	弁護士	西野航
弁護士	高野史恵	弁護士	松葉健	弁護士	稲垣真理
弁護士	黒田拓志	弁護士	鹿野耕平	弁護士	中嶋俊太郎
弁護士	松本京子				

1 **ADR**（Alternative Dispute Resolution、裁判外紛争解決手続）は、平成16年に施行されたいわゆるADR法（裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律）に基づき、各分野に設けられています。

金融分野においても、昨今の金融商品の多様化・複雑化に伴って、顧客と金融機関との間で金融商品に係るトラブルが増加している現状を受け、金融トラブルの解決を図る「金融**ADR**制度」が、国の制度として創設され、平成22年10月1日から開始されました。

この制度では、金融分野に見識のある弁護士等の中立・公正な専門家（紛争解決委員）が紛争解決にあたります。

この制度は裁判手続よりも簡易迅速で、手続費用も低額のため、利用者にとって敷居の低い手続となっています。

2 利用者が金融**ADR**制度を利用するには、金融庁の指定・監督を受けた下記のような金融**ADR**機関（指定紛争解決機関）が業態ごとに設置されているので、相手方である金融機関が契約している金融**ADR**機関に紛争解決を申し立てることになります。

利用者が金融**ADR**機関に紛争解決の申し立てた場合、金融機関側は、利用者からの紛争解決の申し立てに応じなければなりません（**手続応諾義務**）。

そして、紛争解決委員は、中立・公正な立場で、双方から話を聞き、和解案を提示します。

さらに、紛争解決委員は、和解が成立する見込みがないと判断した場合には、理由を付して「**特別調停案**」を提示できます。利用者は当該特別調停案を拒否できる一方で、金融機関側は、1ヶ月以内に訴訟提起する等の適用除外事由をとらない限り、その特別調停案を原則受け入れなければならないことになっています（**特別調停案受諾義務**）。この特別調停は、そのあまりの効力の強さゆえに、現在は、生命保険や損害保険の業態以外では利用されていないようですが、今後の実務の運用が注目されます。

なお、金融**ADR**制度において、申立から紛争解決までに必要となる期間は約6ヶ月間以内が目安とされています（但し、難解事案では6ヶ月以上必要となる場合もあります）。

3 なお、指定紛争解決機関が設立されていない業態の場合では、各金融機関は、別の紛争解決機関を紛争解決措置として選択する必要があります。このような場合、各金融機関は弁護士会が運営する紛争解決センターを紛争解決措置として選択し、当該センターと金融ADRに関する協定書を締結しているのが一般的です。金融機関側は、この協定書に基づき、指定紛争解決機関で金融機関が課されるのと同様に、手続応諾義務や特別調停案受諾義務を負うことになります。

4 運用されて間もない制度ですが、平成22年10月1日から平成23年9月30日までの各金融**ADR**機関での受付件数総数は全国で1000件を優に越えており、今後、当該制度はますます利用されると思われます。

<指定紛争解決機関一覧>

団体名	業務の種別等
社団法人生命保険協会	生命保険業務、外国生命保険業務
一般社団法人全国銀行協会	銀行業務、農林中央金庫業務
一般社団法人信託協会	手続対象信託業務、特定兼営業務
一般社団法人日本損害保険協会	損害保険業務、外国損害保険業務、 特定損害保険業務
一般社団法人保険オンブズマン	損害保険業務、外国損害保険業務、 特定損害保険業務、 保険仲立人保険募集
一般社団法人日本少額短期保険協会	少額短期保険業務
日本貸金業協会	貸金業務
特定非営利活動法人証券・金融商品 あっせん相談センター (FINMAC)	特定第一種金融商品取引業

※詳細は金融庁のホームページでご確認下さい。

(<http://www.fsa.go.jp/policy/adr/shiteifunson/index.html>)



淀屋橋の宇宙学



第4回「暗黒物質」

唐突ですが、皆さんは「暗黒物質（ダークマター）」というものをご存知でしょうか？

暗黒物質とは、私たちが知っている通常の物質（化学で習う111種類の元素や、それを構成する原子核・電子等です。）と一切相互作用をせず、光も出さない未知の物質のことです。平たく言えば、見ることも触ることもできない幽霊のような物質です。宇宙では、このような暗黒物質が、なんと、通常の物質の10倍近くもあると考えられています。

そんな物質が本当に存在するの？ とは誰もが思う疑問ですが、最近の宇宙論研究の進歩により、「どうやら実在するらしい。」と考えられています。科学者たちは、暗黒物質のしっぽを、銀河系の観測から掴みました。

銀河系は、約1000億個の星々の集まりであり、銀河中心部を中心として回転（公転）しています。

私たちの目に見える通常の物質だけを観測した場合、「銀河系の質量の大半は銀河中心部に集中している」ので、そこが大きな重力源となり、中心部から離れるほど重力の影響は小さくなります。重力の影響が小さくなると、その周囲を公転している星の公転速度が遅くなります（例えば、太陽系では、太陽に最も近い水星の公転速度が最も速い。）。よって、銀河系でも中心部近くの星は速く公転し、中心部から離れた星はゆっくり公転するはずですが。

ところがどっこい！ 現実の観測結果では、銀河中心近くの星と遠くの星とでは、公転速度があまり変わらないことが分かったのです。この観測結果は、「銀河系の質量は銀河中心部に集中していない」ことを意味しています。そこで、科学者たちは、「銀河系は、目に見える通常の物質だけで出来ているのではなく、大質量の、『見えない未知の物質』に囲まれている。」と考え始め、この「未知の物質」を暗黒物質と名付けたのです。

最近では、暗黒物質の正体は、未発見の超対照性粒子とする説や、今年7月に発見されたヒッグス粒子そのものとする新説等が提唱されています。今後の研究で、あと10年以内には明らかになるだろうと言われていきますので、楽しみです。

ちなみに、ゴルフ好きのお父さん方は、夏になると、土日を経るごとに、お肌が焼けて暗黒色になってきますが、人間は暗黒物質ではありませんから、いくら焼けても見えなくなることはありません。安心してゴルフ場へ行ったらっしゃい……。



提供：壁紙宇宙館



法律事務所からのアドバイス

第12回 子どもの虐待防止、福祉への取組み



このところ、親による子へのひどい虐待が報じられ、児童相談所など関係機関の無為無策が指摘されています。この事態に対処するため、民法の一部等が改正されましたので、その概要をご紹介します。

1、親権についての親の権利・義務の明確化

親権者（親）は子の監護、教育の権利を有し義務を負うのですが、それは「子の利益のために行われる」べきものであり、そのための懲戒も「子の利益のために必要な範囲内でのみ認められるもの」であることが明確化されました（民法820条、822条）。

2、親権の停止、喪失

従前は、親の親権を喪失させることができるのは、親が「親権を濫用し、又は著しく不行跡である時」のみとされていましたが、今回の改正ではその要件がすこし拡大され、親による「虚偽又は悪意の遺棄があるときその他父又は母による親権の行使が著しく困難又は不相当であることにより子の利益を著しく害するとき」とされました（民法834条の2）。

また、親権の喪失までには至らなくても「父又は母による親権の行使が困難又は不相当であることにより、子の利益を害するとき」は、裁判所は2年を超えない範囲でその親の親権を停止することができることとされました。

3、関係機関の権限の拡大

従来児童福祉施設の長などは、児童の福祉のため必要な措置をとることができるとされていましたが、親権者が異を唱えた時に強制する力がありませんでした。

そこで改正法は、児童福祉施設や児童相談所の長などがとる措置を親権者は不当に妨げてはならないこととされ、子の生命、身体の安全を確保するため緊急の必要があると認める時は、親権者の意思に反してもそのような措置をとることができると定められました（児童福祉法47条、33条）。

子供の幸せ、虐待防止はこうした法律の力だけで守られるものではありません。少子化をいうまでもなく、子供は人類の宝です。社会の全ての人々が、隣は何をする人ぞではなく、まず、みんなで近くににいる弱い人、困っている人に目を向けていく社会を構築することがまず第一であることを忘れてはならないと思います。

暑中お見舞い申し上げます

消費税増税、原発再稼働はしかたなかったのでしょうか。TPPはどうなるのでしょうか。政治の迷走はとどまるどころを知りません。

しかし、中国、北朝鮮、ロシア、イラン、シリアなど独裁的な政権の下にある国々の身勝手な危うさを見ると、やはり民主国家の政策決定は有力な反対・批判勢力のチェックを受け、迷走はしても暴走はせず、そうしたプロセスによる担保のあることで国際的にも信用されることになると思います。

そんなことを考えて、この暑い夏をしのぎましょう。

平成24年 7月

弁護士法人 淀屋橋法律事務所

弁護士 山本 寅之助	弁護士 芝 康 司	弁護士 藤 井 勲
弁護士 山本 彼一郎	弁護士 太 田 真 美	弁護士 阿 部 清 司
弁護士 出 口 みどり	弁護士 奥 田 直 之	弁護士 安 田 正 俊
弁護士 井 上 敏 志	弁護士 今 井 佐和子	弁護士 西 野 航
弁護士 高 野 史 恵	弁護士 松 葉 健	弁護士 稲 垣 真 理
弁護士 黒 田 拓 志	弁護士 鹿 野 耕 平	弁護士 中 嶋 俊 太 郎
弁護士 松 本 京 子	事務局 一 同	

表紙の写真（天神祭）

そろそろ夕風が涼しくなるころ、見物客で鈴生りの天満橋からの眺めです。